

令和4年12月16日

沖 縄 県

県内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」の疑似患畜が県内で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きんの移動を自粛しています。なお国内ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むように御協力お願いします。特にヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようにお願いします。

1 農場の概要

所在地：金武町

飼養状況：採卵鶏 約 45,000 羽

2 経緯

- (1) 昨日(12月15日)、当該農場から死亡鶏が増加したとの通報あり、北部家畜保健衛生所が鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、11羽中10羽で陽性を確認しました。
- (2) 当該鶏について家畜衛生試験場にて遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型の遺伝子が確認され、農林水産省と協議の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定されました。

3 今後の対応

(1) 発生農場での措置

飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場の消毒等

(2) 周辺農場の防疫措置

ア 発生農場から半径3km以内の区域を「移動制限区域」として設定し、家き

ん等の移動を禁止

イ 発生農場から半径 3 km から 10km 以内の区域を「搬出制限区域」として設定し、家きん等の搬出を制限

(3) 消毒ポイントの設置

発生農場から 3 km 付近、10km 付近に家畜関係車両を消毒するためのポイントを設置

お問い合わせ先

沖縄県農林水産部畜産課防疫対策班

担当：島袋、池宮城

電話：098-866-2269